

PKS 認証制度：要求事項（申請組織）

第三者規格検討委員会承認

PKS 認証制度：要求事項（申請組織）

発行日：2022年3月1日

一般社団法人農産資源認証協議会起案

関連基準

PKS 認証制度：基本文書 P01

PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02

PKS 認証制度：要求事項ガイドライン G01

目次

1. 申請組織.....	3
1.1. 文書化した手順.....	3
1.2. 法律の順守及び評価.....	3
1.2.1. 文書化した手順.....	3
1.2.2. 順守状況の確認.....	3
1.3. 情報公開.....	4
1.4. 記録の管理.....	4
2. 供給連鎖の管理.....	5
2.1. 管理対象組織.....	5
2.2. 管理項目（ガイドライン参照）.....	5
2.3. 分別管理方法.....	5
3. トレーサビリティ（ガイドライン参照）.....	5
4. 温室効果ガス等の汚染物質.....	5
4.1. 温室効果ガス（GHG）排出量の算定（ガイドライン参照）.....	5
4.2. GHG 排出量の算定方法.....	6
4.3. GHG 等汚染物質量の削減.....	6
5. 調達植栽エリアのデューデリジェンス（DD）.....	6
5.1. デューデリジェンスシステム（DDS）の構築.....	6
5.2. 許容できない供給源の忌避.....	6
6. 教育訓練（ガイドライン参照）.....	6
7. 内部監査（ガイドライン参照）.....	6
8. 是正処置.....	7
9. 取引の停止.....	7
10. 苦情処理.....	7
11. 要求事項への適合性の確認.....	7
11.1. 第三者審査機関の審査.....	7
11.2. 重大な不適合の処置.....	8
11.3. 行政機関が定めた事項.....	8

1. 申請組織

1.1. 文書化した手順

申請組織は、下記事項を文書化し、常に最新の状態にしなければならない。

- 1) 当該規格を順守し運用するための組織体制および担当者
- 2) 供給連鎖
- 3) PKS の取り扱いに関する役割、責任、権限
- 4) 入出荷した PKS の量および必要な場合使用した換算係数の算出根拠
- 5) PKS のトレーサビリティの方法
- 6) トレーサビリティが確立できない材が混入しない方法（但し、トレーサビリティが確立している材のみを扱う事業者の場合は不要）
- 7) 申請組織、搾油業者および PKS の加工流通業者に適用する法律、および法律の順守方法
- 8) 申請組織、搾油業者および PKS の加工流通業者に適用する法律の見直し時期
- 9) 持続可能性に対する評価と評価根拠
- 10) 供給連鎖に含まれる企業等、サイトへの教育訓練および監査方法
- 11) 管理すべき記録と記録の保管期限
- 12) 利害関係者からの苦情の処理

1.2. 法律の順守及び評価

1.2.1. 文書化した手順

申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を遵守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。

1.2.2. 順守状況の確認

順守状況の確認には下記を含まなければならない。

- 1) 土地の使用権は明示され、法的または慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に意義を申し立てられていない。
- 2) 地域住民が法的または慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPIC の実施および交渉による合意があるという前提のもと、土地所得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われている。

- 3) FPIC を実施しない状況下で他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねていない。
- 4) 児童の雇用及び搾取を行っていない。
- 5) 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行っていない。
- 6) 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施されている。
- 7) 雇用主が、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重している。結社の自由及び団体交渉の事由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員が自律的で自由な結社および交渉の権利を確保する同等の方法を推進している。

1.3. 情報公開

申請組織は、当該認証制度に関する環境的、社会的および法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供しなければならない。この提供は意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行わなければならない。

1.4. 記録の管理

申請組織は、下記記録について保管期限を定め、適切に維持しなければならない。

- 1) 自社および供給連鎖の法律の順守状況の評価結果
- 2) 自社の FIT 燃料取引に関する台帳
- 3) 自社および供給連鎖に対して指示した不適合の是正処置および是正処置の結果
- 4) 調達植栽エリアのデューデリジェンスの結果
- 5) 自社および供給連鎖に対して行った教育訓練および内部監査の結果
- 6) 自社および供給連鎖が受けた苦情および対応
- 7) 取引中止の経緯および結果

2. 供給連鎖の管理

2.1. 管理対象組織

申請組織は、申請組織より上流の供給連鎖のすべての組織又は個人を当該規格要求事項の認証範囲として含まなければならない。供給連鎖には以下の組織を含む。

- 1) 搾油業者
- 2) PKS のトレーダー
- 3) その他の加工および流通過程の段階
- 4) 上記の下請負業者

2.2. 管理項目（ガイドライン参照）

申請組織は、管理対象組織に対し、少なくとも以下項目について管理を行わなければならない。

- 1) 供給連鎖
- 2) 分別管理
- 3) 取扱量に関する情報
- 4) 内部監査および教育訓練

2.3. 分別管理方法

申請組織は、管理対象組織がSGに基づいて分別管理を行うことを確実にし、SG以外の分別管理方法を採用してはならない。

3. トレーサビリティー（ガイドライン参照）

申請組織はPKSのトレーサビリティーの方法を確立し、確立した方法に従って運用しなければならない。トレーサビリティーの範囲は、発生地点である搾油業者から申請組織までの供給連鎖であり、取引にかかわるすべての組織でトレーサビリティーの鍵となる特性を明確にしなければならない。

4. 温室効果ガス等の汚染物質

4.1. 温室効果ガス（GHG）排出量の算定（ガイドライン参照）

申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）においてGHG排出量の算定を行わなければならない。

4.2. GHG 排出量の算定方法

申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。算定範囲は、CPO ミル以降から発電施設までとする。

1) JIA「LCA ワークシート (PKS)」 Rev.1.1

4.3. GHG 等汚染物質量の削減

申請組織は、GHG を含む汚染と排出の削減計画を策定、実施および監視しなければならない。申請組織は GHG 排出量を最小限に留めるように計画しなければならない。策定した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。

5. 調達植栽エリアのデューデリジェンス (DD)

5.1. デューデリジェンスシステム (DDS) の構築

申請組織は、調達植栽エリアの DDS を構築し、維持しなければならない。

5.2. 許容できない供給源の忌避

申請組織は、申請組織で定めた DDS に従い、調達植栽エリアの DD を別に定める「PKS デューデリジェンスの要求事項」に基づき実施しなければならない。許容できない供給源からの PKS を取り扱わないようにしなければならない。

6. 教育訓練 (ガイドライン参照)

申請組織は、認証範囲内のすべての関連する要員に対し、この要求事項への適合性を維持するための教育訓練を行わなければならない。申請組織は教育訓練の有効性評価を行わなければならない。

7. 内部監査 (ガイドライン参照)

申請組織は、供給連鎖の運用が当該要求事項及び申請組織が定めた運用手順に適合していることを確実にするために、内部監査を実施しなければならない。内部監査の頻度は一年に一回以上とする。

8. 是正処置

申請組織は、認証範囲において以下の不適合を確認した場合、自ら是正処置を取るか、又は適切な組織又は個人に対し、是正期限を定めて是正を指摘しなければならない。

- 1) 運用手順と異なった運用を行っていることが確認された場合
- 2) この規格を逸脱していることが確認された場合

申請組織は、是正内容の妥当性および有効性を確認し、不適合の再発防止を確実にしなければならない。

9. 取引の停止

申請組織は下記の状況を確認した場合、審査機関に報告を行い、速やかに対象となる PKS の取引を中止しなければならない。申請組織は取引を中止した経緯および結果を記録しなければならない。

- 1) 販売対象である PKS の加工および流通過程において違法行為が確認された場合
- 2) 販売対象である PKS について持続可能性がない、又は許容できない供給源からのものであることが確認された場合
- 3) この規格に逸脱した場合

10. 苦情処理

申請組織は、苦情の処理手順を定め自社および認証範囲の供給連鎖が受けた苦情に対して、経緯と結果を記録しなければならない。

11. 要求事項への適合性の確認

11.1. 第三者審査機関の審査

申請組織は PKS を日本の FIT 制度におけるバイオマス燃料として供給する場合、この規格への適合性を確実にするため、第三者審査機関による審査を受けなければならない。

ST01-Ver1.3

申請組織は、第三者審査機関の指示に従い、安全衛生の確保を含めるあらゆるリスクを回避し、審査が適切に実施できるよう協力しなければならない。

申請組織が第三者審査機関の初回審査を受審するためには、この規格基準の7項「内部監査」の実施以外、すべてのマネジメントシステムの構築と運用を行わなければならない。申請組織は、定期審査においては、すべてのマネジメントシステムの構築と運用を行わなければならない。

11.2. 重大な不適合の処置

申請組織は、短期的な解決が難しいと思われる「重大な不適合」があると自ら判断した場合は、第三者審査機関に遅滞なくその旨を報告し、第三者審査機関の決定に従わなければならない。

第三者審査機関により認証の休止が決定された場合、申請組織が認証休止の原因である「重大な不適合」を解決できなければ、第三者審査機関から「復帰の審査」を受けることができない。

11.3. 行政機関が定めた事項

申請組織は、PKSの取り扱いにつて、各制度において行政機関が定める事項を遵守しなければならない。

以下余白